

## 4 令和6年度 鶴岡市健康福祉部運営方針

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類相当に引き下げられ、市民の社会経済活動が活発化し、新型コロナウイルス感染症拡大により活動が停滞した地域コミュニティが再開される中、現下の状況に適切に対応していくため、保健、医療、介護、福祉の各分野との連携がますます重要となっております。

本市の令和6年3月末の人口は117,821人、高齢化率は36.7%と前年比0.4ポイント上昇しています。本格的な少子高齢化の進展に伴い、社会環境や経済状況などが変革する中、市民の生活課題も複雑化・多様化するとともに、内容も深刻化しています。生活困窮、認知症、発達障害、ひきこもり、虐待、自殺などの対応も含め、医療や福祉に関するニーズは多様なものとなっています。

そのような中、昨年度策定された第2次鶴岡市総合計画後期計画では、目指す都市像として「本当の豊かさを追求する みんなが暮らしやすい 創造と伝統の町 鶴岡」を掲げ、具現化にむけた5つの加速化アクションに「若者・子育て世代に選ばれるまちづくり」、「SDGs未来都市の実現のための誰一人取り残さない全世代全対象型地域包括ケアの実現」を位置付けました。

また、昨年4月に子ども家庭庁が設置され、本市においても本年4月に新たに、子ども・子育ての伴走型支援を一体的に担う「こども家庭センター」の設置により、子ども・子育て施策に対する期待も高まっております。

令和6年度はこうした状況を踏まえ、以下のとおり各般の事業を展開してまいります。

地域包括ケアの推進については、誰一人取り残されることなく、健やかに暮らし続けられる共生のまちづくりを推進します。社会福祉法改正に伴う重層的支援体制整備事業の推進を通して、現行の介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各分野の制度の狭間で支援が届かない方や複雑・複合的な課題を抱える個人・世帯からの支援ニーズに対応する、属性を問わない包括的な支援体制づくりを段階的に進めます。加えて、市民の様々なニーズに対する地域の共助の強化を図るため、地域福祉の現状について実態調査を行い、持続可能な地域づくりに向けた施策の検討を進めてまいります。

地域包括ケアの重要な構成要素である地域医療については、南庄内の病院が協定を締結した地域包括ケアパスへの介護関連施設等の参加を促進する等、行政、医療機関、福祉事業所など関係機関の連携を強化し、顔の見えるネットワークの構築や在宅医療の充実を図ります。また、鶴岡市地域医療市民アクションプランに基づき、地域医療市民勉強会を実施し、市民自身が自分の健康を守り、また地域医療を守り、そして医療従事者と、こころ通い合う地域医療が実現できるよう、その取組を推進します。

災害時に自力での避難が困難な方への支援については、要支援者と自主防災組織等の支援者とが、具体的な避難の方法等についてあらかじめ定めておく、「避難行動要支援者個別支援計画」について福祉専門職の力を借りながら、全市的な作成を推進します。

高齢者福祉については、今年3月に策定した「鶴岡市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の基本理念である「ずっとここで暮らしたい 支え合う地域共生社会の実現」に基づき、地域包括ケアシステムの構築と深化・推進を図ります。

住み慣れた地域で安心して暮らすため、高齢者の心身の多様な課題に対応し、フレイルのおそれのある後期高齢者を切れ目なく支援するために関係各課と連携した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組みます。

地域の総合相談の拠点である地域包括支援センターの機能の充実・強化を図るとともに、各地域包括支援センターに配置した第2層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心とした、介護予防の推進のための住民主体の通いの場づくりや、買い物支援といった地域の支え合い活動の創出など、高齢者等の生活支援体制の充実を図ります。

認知症対策については、今年1月1日に施行された、我が国初となる「共生社会を実現するための認知症基本法」に基づき、認知症になっても希望を失わず誰もが自分らしく暮らし続けることができるよう、共生と予防の施策を推進します。

高齢者等の権利擁護については、昨年度、国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき設置した中核機関を中心とし、関係機関が連携した権利擁護支援体制を構築し、制度の利用が必要な高齢者が尊厳を持って暮らし続けることのできる地域づくりを進めます。

介護保険については、制度の信頼性を高め持続可能性を確保するため、「要介護認定の迅速化」「介護給付適正化」「介護人材確保」に取り組みます。

2040年に向け急激な増加が見込まれる介護ニーズに対応できるよう、安定的にサービスを提供するために、サービスの提供体制整備と質の向上に取り組み、持続可能な介護保険制度の運営に努めます。

また、介護サービスの質の向上のため、研修や情報交換会の実施により、事業者の資質向上を支援するとともに、介護保険事業者同士のネットワーク構築によるつながりを深め、自立支援・重度化防止を基本とした質の高いサービス提供の意識共有を図ります。

要介護認定については、認定調査票の全数点検や認定調査員の研修等を行い、要介護認定調査の平準化を図るとともに、認定調査のデジタル化を進め、認定の迅速化に取り組みます。

介護給付適正化については、国の指針に基づき、「要介護認定の適正化」、「医療情報の突合・縦覧点検」、「ケアプラン点検」を実施するとともに、専門職の資質向上や事業者への運営支援、市民啓発等に取り組めます。

介護人材の確保については、介護職員の処遇改善の促進や人材確保につながる情報等の発信を行うとともに、ICT、デジタルを活用して行政と全ての介護事業所間をネットワークでつなぎ、業務負担の軽減を図り、人材の定着促進につなげられるよう業務改善を促します。

また、幅広い世代の市民から介護保険制度全般の理解を得られるよう、制度やサービス情報、介護予防等の情報の周知啓発のために、本市初となる「介護保険だより（仮称）」を発行し、市民・専門職・事業者も含めた地域包括ケアシステムの構築にかかる規範的意識の統合を目指した情報発信に取り組めます。

保健分野については「鶴岡市保健行動計画」に基づき、基本施策及び重点項目について計画的に進めるとともに、昨年度実施した健康意識・保健行動調査の結果を反映し、計画の見直しを実施します。地域の健康課題を把握し、地域の実情に応じた健康づくり活動を推進します。

母子保健については、安心して出産・子育てができるように、こども家庭センターと連携し、切れ目のない支援を行うとともに、妊産婦や全乳児の家庭訪問・乳幼児健診などの事業を継続し、乳幼児の健康増進を推進します。また、不妊治療を受ける方に対し、生殖補助医療が受けやすい環境づくりを推進します。新たに子育て応援ギフト事業を実施し、親子の愛着形成や生活習慣の確立を目指します。

予防接種については、定期予防接種、成人の風しん予防接種の安全で適正な実施により、感染症の発生やまん延防止対策を推進します。新型コロナウイルスワクチン接種については、定期予防接種として実施します。

成人保健については、働きざかり世代の健康の維持増進を促進するため、職域など関係機関と連携し、受診しやすい環境整備を図るとともに、がん検診精密検査受診率 100%を目指し受診勧奨に努めます。栄養、身体活動、禁煙支援、定期的な健診の受診など、生活習慣病の予防や重症化防止につながる啓発に取り組みます。

高齢保健については、認知症、脳卒中、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）、フレイル（虚弱な状態）等の介護予防対策に引き続き取り組み、超高齢化社会に対応した疾病予防対策を推進します。

こころの健康づくりについては、地域におけるネットワークの強化、自殺予防を支える人材の育成、市民への周知と啓発、相談支援体制の強化を推進します。また、新たに児童生徒の自殺予防に向けた「SOS の出し方・受け止め方教育」を関係機関と連携して取り組み、こころの健康保持を推進します。

歯科口腔保健については、歯科衛生士を配置し、乳幼児健診や地域の健康教育事業での指導、教育、相談対応を行い、生涯を通じた歯科疾患の予防や口腔機能の維持・向上に取り組みます。

地域福祉については、民生児童委員協議会連合会の自主運営を尊重し、関係課や関係団体等との連携を図ります。あわせて、民生児童委員のなり手不足解消に向けて、依頼業務の負担の見直しを進めます。社会を明るくする運動では、犯罪のない地域社会を築くため、協力団体の賛同・拡大と地域社会の理解と協力の輪を広げる啓発活動を実施します。さらに、昨年度策定した「鶴岡市再犯防止推進計画」に基づき、罪を犯した人の社会復帰の支援や犯罪のない安心安全な地域社会の実現を目指し、再犯防止施策を推進していきます。

障害福祉については、鶴岡市総合計画、第3次鶴岡市障害者保健福祉計画の内容に沿った、障害児者や家族を支援するための施策を進めていきます。障害福祉サービスについては、適切な計画相談支援や支給決定ガイドライン、障害区分認定調査の充実・強化により、適切な給付決定を図ります。また、障害児者の自立生活を支援するため、障害児者の支援ネットワークである障害者地域自立支援協議会で、個別ケース会議や部会の充実を図り、多職種・多機関との連携・情報共有と課題解決に向けた協議を行います。重点事業の医療的ケア児者等支援事業を円滑に進め、給付を早急に進めていきます。

生活福祉については、生活保護相談と生活保護申請数の動向に注視し、生活保護に至るまでの分析から援助方針を定め、自立助長に向けた支援を行います。生活困窮者自立支援事業では、鶴岡地域生活自立支援センター「くらしス」の運営充実を図り、就労準備支援事業との一体的な支援を実施するとともに、就農訓練事業による新たな農福連携を推進します。さらに、貧困の連鎖を防止する観点から、関係課等と連携し、子どもの学習支援事業を行います。

児童福祉については、「第2期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援新制度の適切な運用に努めるとともに、令和7年度からの5年間を計画期間とする「第3期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育・地域の子育て支援事業の提供体制を計画的に推進していきます。

仕事と子育ての両立支援と児童の健全育成を図り、多様な子育てニーズに対応するため、病児保育など各種子育て支援サービスの充実及び発達支援保育や保育補助者の配置を支援するとともに、良質な教育・保育の提供のため、保育士等の処遇改善や人材バンク事業により保育体制を強化し、保育環境の改善を行います。

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うため、こども家庭センターを設置し、妊娠期から出産、子育て期の世帯へ切れ目のない伴走型相談支援体制の充実を図ります。また、こどもの成長に喜びを感じ、子育てが楽しいと思えるよう、あそび場の開放や各種子育て支援事業を実施します。加えて、発達障害児や要保護児童等に対し、関係機関と連携し、早期対応、継続的支援を行います。

子どもの居場所づくりについては、児童館の適切な運営を図りながら、放課後児童クラブが適正規模で運営できるよう、実施主体と連携協力しながら効果的な取組を進めるとともに、放課後児童クラブ整備方針に基づき、児童が安全安心に過ごすことができる場の確保を進めます。

また、子どもが様々な遊びを通じて心身を発達させ、ルール等の学びが得られるよう、子どもの自主的な遊びが可能となる環境整備について検討を行います。

ひとり親福祉については、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、児童扶養手当等の適正な対応と自立に向けた支援を継続するほか、相談・情報提供体制を充実させ、児童の福祉の増進を図ります。

国民健康保険は、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市は資格管理や保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などの被保険者に身近な業務を担っています。県や関係機関との連携を図り、的確な情報収集を行い財源の確保に努め、被保険者への影響を極力抑えながら安定した運営に努めます。

保健事業の推進にあたっては、令和6年3月に策定した第3期国民健康保険データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査・特定保健指導等を実施するほか、国保データベース（KDB）システムの有効活用により、地域の医療費分析や健康課題の把握に努め、きめ細かな取組を行います。

また、ジェネリック医薬品の使用率向上に向けた差額通知の送付、柔道整復施術療養費支給申請書の保険者点検の充実、医療費の適正化に向けた取組を積極的に行います。

後期高齢者医療事業については、今年度は保険料率の見直しが行われ、均等割額が前年比 4,500 円増の 47,600 円に、所得割額は被保険者の所得金額に応じ、8.68%と 9.43%のいずれかが課されることとなるため、均等割額の軽減対象者を含め、全被保険者の保険料負担の増が見込まれることから、制度の見直しについては十分な周知を行うとともに、問い合わせに対し丁寧な説明に努めます。

高齢者の保健事業については、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業を関係課、関係団体と連携し実施します。

令和 6 年 12 月 2 日から健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が本格的に実施されます。国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証の廃止に伴い、医療機関を受診するにあたって混乱が生じないように、経過措置やマイナンバーカードを所持していない被保険者等への資格確認書の交付等に係る丁寧な説明に努めるとともに、マイナンバーカードの健康保険証利用登録に関する相談体制を整えます。

国民年金事業については、日本年金機構から貸与されている「ねんきんネットWM」等の活用を図り適正な資格管理に努めるとともに、所得情報や年金情報の受渡しに係る個人情報情報の取扱いに常に細心の注意を払いながら、市民の利便性の向上と事務の効率化を図ります。窓口での丁寧な対応に努め、日本年金機構との連携・協力体制の強化を推進します。

福祉医療給付事業については、重度心身障害（児）者医療、ひとり親家庭等医療、子育て支援医療、未熟児医療の各制度の適正な運用により医療費の助成を行います。